

地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程 新旧対照表(案)

新	旧	改正理由
<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、<u>個人情報の保護に関する法律施行規則(平成28年個人情報保護委員会規則第3号)第5条各号に掲げる障害とする。</u></p> <p>第3条～第23条 (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条・第2条 (略)</p> <p>(要配慮個人情報)</p> <p>第2条の2 条例第6条第9号に規定する実施機関が定める心身の機能の障害は、<u>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則(平成29年総務省令第19号)第5条各号に掲げる障害とする。</u></p> <p>第3条～第23条 (略)</p>	<p>○ 知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則の改正(令和4年4月1日施行)に合わせるもの。</p>

地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程の一部改正について

内部統制・コンプライアンス室

1 改正の趣旨

「神奈川県個人情報保護条例」の施行に係る規程は、知事を始めとする条例の実施機関がそれぞれの規程を制定しており、当機構においては、知事が制定している「知事における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規則」（以下「規則」という。）を引き写して「地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程」を制定している。

令和4年4月1日施行で、規則が改正されたことから、当機構の規程について同一内容の改正を行う。

2 改正の概要

「地方独立行政法人神奈川県立病院機構における個人情報の保護に関する神奈川県個人情報保護条例施行規程」第2条の2の引用規則を、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則」から「個人情報の保護に関する法律施行規則」に改正するもの。

3 県規則改正の背景事情

令和3年5月に公布された「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（デジタル社会形成整備法）」（令和4年4月1日施行）によって、「個人情報の保護に関する法律」について、①「個人情報の保護に関する法律」、②「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」及び③「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の3本の法律を統合する改正がされ、民間事業者、国の行政機関、地方公共団体等に対して、共通して「個人情報の保護に関する法律」が適用されることとなった。

なお、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」は、デジタル社会形成整備法で廃止された。

4 改正内容

新旧対照表のとおり

5 施行期日（予定）

令和4年4月1日